

# **気をつけよう ～インターネット広告の罠～**

2018 年度岡山商科大学 法学部法学科 倉持ゼミ

(佐藤 航、 鈴木 祐介、 都築 上志)

## インターネット広告について

- まずインターネット広告とは、インターネットのウェブサイトやメールを使用し、企業が製品やサービスを売り出すために行う宣伝活動のことです。携帯電話などの端末に表示される広告も含まれます。「ネット広告」「ウェブ広告」「オンライン広告」とも呼ばれたりしています。

今、中学生や高校生でもスマートホンを持ち歩いている時代です。

スマートホンを持っているとネットを使うと思いますが、その中に潜む怖い罠を取り上げていきます。



# インターネット広告詐欺の種類

- 販売型広告・・・有名なブランド品などが異常な割引がされて格安で販売しているとし、購入しようとする  
と別のサイトへ飛ばされたりする。
- 副業型広告・・・短時間でいっぱい稼げるバイトに興味はないか？などと呼びかけ、実はマルチ商法や投資詐欺に持ちかけるものであったりする。
- スカウト型広告・・・セミナーなど授業が格安で受けることができると書いてあるが実は高額な料金であったなど。

インターネット広告すべてが詐欺などでは無いですが、見分けることが難しいので騙されてしてしまう人が多いのは事実です。偽物の広告に引っかけられないためにも見分ける力をつけることが大切です！！

# インターネット広告詐欺の事例

## 事例 1

「ピアス 脱毛」で検索して「ピアス+ レーザー脱毛 5 回セット 10,000 円（税抜）」という広告を見つけたが、実際にはピアス麻酔代、抗生物質代、2 回目以降の脱毛代等が発生し 21,000 円かかった。

## 事例 2

芸能人のSNS記事のコメント欄にあった、「〇〇のおかげで1カ月で12kg減った」というコメントを見て、検索サイトから「〇〇」を検索して販売サイトに行き、試しに買ったが3カ月間定期購入しなければならないことが後で分かった。

以上の事例のような問題が発生し、消費生活センターに相談が寄せられている

# 広告をクリックする前の注意点

- 80%～90%の割引というように異常な割引をしている  
たりする販売(実際にはない割引で目を引かせるための  
広告)
- 販売者の名前、住所、電話番号といった情報がかかれて  
いない
- 書かれている住所や電話番号が海外のものであった(法  
的問題になった場合に解決にいたらない場合がある)
- 芸能人が使っているなどの広告(実際に有名な芸能人が  
宣伝している場合もある。)

偽の広告に騙されないためにも自分でその広告に出されている情報が本物かどうか調べてみる事も一つの手である。その広告が気になっても焦らずに調べることにより自分を守ることができる！

# 困ったらここへ相談！！

岡山県消費者生活センター

住所 〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

電話番号 (086)226-0999



このパンフレットを作成にするにあたって

ウィキペディア <https://ja.wikipedia.org/wiki>

消費生活センター [www.kokusen.go.jp/map/33/center0112.html](http://www.kokusen.go.jp/map/33/center0112.html)

を参考にしました。

画像出典 イラスト屋 <https://www.irasutoya.com>